

65. <わが国における再生可能エネルギー導入促進の足かせ>

近年地球温暖化問題がクローズアップされ、化石燃料に替わるエネルギー源として風力や太陽光、バイオマスなど再生可能なエネルギーの積極的活用が叫ばれています。しかし、化石燃料を使った従来の大規模な発電所において発電された電力コストに比べ、再生可能エネルギーによる電力コストは割高になることから市場競争原理に任せていたのでは普及しません。

そのため、環境問題に積極的なEU諸国では再生可能エネルギーの普及促進のため様々な政策を講じています。例えばドイツでは2004年に新再生可能エネルギー法を制定し、小規模なバイオガス発電施設で発電された電力を電力事業者に比較的高い値段で長期にわたり買取ることを義務付けています。この施策により、ドイツにおけるバイオガス発電施設の数はいずれも1999年に850箇所だったものが2006年には3500箇所まで急増し、総発電量は73.3億kwh/年（最新の100万kw級発電所の発電量に相当）に達しています。

また、英国では2002年にグリーン電力証書制度が導入され、大規模電力消費者にはある一定割合の再生可能エネルギー由来電気（グリーン電力）の利用を義務付けています。これにより、全発電量に占める再生可能エネルギー由来の電力量の割合は、2002年の3.0%から2006年は6.7%にまで急増しています。ちなみに、日本では、RPS法における新エネルギー導入目標は2010年でわずか1.35%に過ぎません。

日本でも風力やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入を促進すべく、民間企業が中心となって2001年、「グリーン電力制度」がスタートしました。再生可能エネルギーの有する環境負荷価値を通常の電力代に上乗せして電力需要者に購入してもらうものです。2007年7月現在122団体がこの制度に加入し、年間約8800万kwhのグリーン電力購入契約が結ばれています。東京都森ヶ崎水再生センターをはじめ北海道江別市浄化センター、群馬県伊勢崎市浄化センター等における消化ガス発電もこの「グリーン電力制度」における売却益が貴重な運転資金の一部となっています。

本来、このようなシステムを普及推進すべく、政府も様々な支援を行うべきと考えられますが、わが国においては現実には大きなネックが存在しています。普通、企業が電力（化石燃料等による電気）を購入する場合は損金に参入され税金はかかりませんが、グリーン電力の購入代金は寄付金とみなされ高い税金が課せられているのです。これでは、政府がバイオマス等再生可能エネルギーの利用促進の足をひっぱっているに等しい状況といえます。速やかな改善策がとられないようでは、わが国が本当の環境先進国になれるのかはなほ疑問に思うのは私だけでしょうか？

< 村上 孝雄 >

※ J S 技術開発情報メール No. 72 号(2007/11/13)に掲載